

児童福祉施設入所児の性的問題とその支援に関する研究展望

米澤由実子¹⁾ 窪田由紀²⁾

1. はじめに

厚生労働省によると、児童虐待に関する児童相談所での相談対応件数は、2014（平成26）年度には8万8,931件にのぼり、児童虐待防止法施行前の1999（平成11）年度の1万1,631件に比べ、約7.6倍の増加している（厚生労働省、2016）。これは、児童虐待が増加したというよりも、社会的に、児童虐待を早期に発見し、何らかの支援をすべきであるという危機意識が高まってきたとみることができる。相談対応された後、約1割の児童が社会的養護の必要性があると判断され、児童養護施設をはじめとする児童福祉施設等で暮らすことになるのだが、ここ数年、被虐待経験のある児童が増加傾向にあるとされている。2003（平成25）年度の調査では、児童福祉施設に入所する児童のうち、被虐待経験のある児童は、児童養護施設（以下、養護施設）で59.5%、情緒障害児短期治療施設（以下、情短施設）で71.2%、児童自立支援施設（以下、自立施設）で58.5%といることがわかっている（厚生労働省、2015a）。虐待の種類は、養護施設ではネグレクトが、情短施設や自立施設では身体的虐待が60%以上と最も多いのに対し、性的虐待は各施設4～8%と少ない。しかし、この結果は、性的虐待を理由とする入所が少ないという事実を表すものであって、入所に至った児童が性的虐待を受けていないという証明にはならない（織部、2010）。幼い頃から性的虐待を受けると、年齢に釣り合わない性的行動や再現行動等が起こりやすいとされており（森田、1999；高田、2011）、児童のその後の生き方にも深刻な影響を与える。

近年、児童福祉施設における入所児間の性的問題が明らかとなり、どの施設でも起こりうる問題として認識されつつある。これまで性的問題は、性的虐待児によるものと思われてきたが、それ以外の理由で入所した児童が

起こす場合があることもわかってきている。施設では多くの児童が生活しており、他児を巻き込むと、その被害が拡大する可能性がある。よって、予防的な支援は急務である。しかし、どこからが児童間の性的問題であり、対応を要するのか、その定義も曖昧である。

本研究では、本邦の児童福祉施設入所児の性的問題に関する研究を概観し、児童間の性的問題の定義と予防的支援について再検討し、今後の研究の課題について明らかにしたい。

2. 児童の性的問題行動の概要

(1) 児童の性的問題の定義

児童福祉施設では乳幼児から思春期まで、幅広い年代の子どもたちが入所している。例えば、幼い児童同士が遊びの中でお医者さんごっこをし、お腹を見せ合うことはあるだろう。だが、それを中学生が行っていた場合はどうなのだろうか。児童期は、急速な体の発育が進む時期である。特に、児童の性的問題を検討するにあたり、性への健康的な興味かそうでないのか、これらを見分けることが大切である（太田・木全・中井・鏝塚、2005；森田、2004）。

森田（2004）は、見分ける基準を四つ提示している。①力関係の差（年齢・体格・人数等の差はないか）、②頻度・関心度（健康な子どもの性的関心は散発的であるが、繰り返されることはないか）、③内容（大人の性行為の模倣、動物への性的な攻撃、サディスティックな性行為についての言動等はないか）、④感情（性的な行動に、恐れ、不安、怒り、攻撃性が伴っていないか）。性への健康な興味から逸脱し、心配を要する性的な行動を示すようになると、それは性的問題となる。

浅井（2011）は、性的問題行動とは「被害児童の意思に反して向けられる性暴力」であり、「子どもの性的人権が踏みにじられている現実そのもの」としている。藤岡（2006）も、性的問題行動とされる「性暴力」について、その暴力性が比較的軽微であると考えられていても、たとえば性的なからかい、性器露出など、他者に危害を加

1) 名古屋大学大学院教育発達科学研究科博士課程（後期課程）（指導教員：窪田由紀教授）

2) 名古屋大学大学院教育発達科学研究科

えるものに関して、根本的に同様の暴力としての本質を有するとしている。

以上のことから、本研究の児童間の性的問題は、「性への健康的な興味や関心から逸脱し、その程度が軽微であっても他児に危害を加えるもの」を示すものとする。

(2) 児童福祉施設入所児の性的問題の特徴

海野・杉山(2007)が報告した事例では、児童間の性被害・性加害が全くなかった児童は定員35名中2名のみで33名が関与していた。前田・市川(2013)の事例では、同性児童間の性被害・性加害が数年にわたって連鎖していた。児童間の性的問題は、職員の気づかないところで蔓延し、発覚するころには深刻な状態となっていた例がいくつか報告されている。

児童の性的問題に関する調査研究は、養護施設に関するもの(海野・藤澤・塩田・高山・西澤, 2008; 長谷川, 2009等)、情短施設に関するもの(滝川他, 2012等)、自立施設に関するもの(石澤他, 2011等)が行われており、特徴をいくつか挙げるができる。

施設での児童の性的問題は、異性間だけではなく、男性間や女性間のような同性間でも起きている。その内容は、①性交渉 ②性器以外の体の部位を用いた性交渉(口腔性交や肛門性交) ③性的接触(性器やプライベートゾーンへの不適切な身体接触) ④性的非接触(性器やプライベートゾーンを見せたり見られたりする) ⑤性的刺激(ポルノ等の暴露や不快感を与えるような性的身振り)にまで及ぶ。

性的問題の起こる背景要因について、塩田(2010)は、①施設内に歴史的に受け継がれている力関係、②性的に強い刺激を受けやすい環境、③家庭から持ち込まれる秩序のない性モラルによる影響、④児童の自己肯定感の低さ等があるとしている。また、性的虐待を受けていなくても、親の性交渉を目撃するなど、性的刺激にさらされていた児童も性的問題行動を起こしやすいことがある(森田, 2004; 塩田, 2010)。同性同士による加害・被害においては、その背景に児童間の力関係による支配があり、かつての被害児が加害児へと転じるような連鎖が生じ、事態が悪化しやすいことが指摘されている(杉山・海野, 2009)。

石澤他(2011)は、養護施設に入所した児童が性的問題を起こした際の措置変更先について調査しており、その多くは、自立施設やその他の養護施設であった。問題を起こしたからといって、家庭に戻れるような状態ではない児童が多く、児童福祉施設の中で抱える状態が続いているといえる。

以上のことからわかるように、これまでの調査研究によって児童福祉施設入所児の性的問題の深刻な実態が

明らかとされた。子どもの行為といってもその程度は軽くなく、児童から児童への性的虐待というべき事態が起きているといえる。このような深刻な状態に陥る前に食い止めるには、やはり早期に発見することの工夫や児童の年代における健康な性と逸脱した性の程度を見分けることが重要となる。だが、職員が児童の性的問題に関してどのように感じながら生活の中で対応しているのか等の詳しい研究はなく今後の課題である。

(3) 施設内における児童間の性的虐待の実態

施設内虐待はいつから注目されることになったのだろうか。職員から児童への身体的な暴力、つまり身体的虐待は、長年、躰や指導の一環として容認されてきた節がある。1995年に恩寵園での職員から児童への身体的虐待が発覚し、これをきっかけにマスコミ等を通して社会的にも関心が高まる。この頃、社会的にも養護を必要とする児童が増加し、各施設に入所する被虐待経験のある児童、心身の状態に障害等がある児童の割合が増える一方、児童を受け入れる施設側は、これまで通りの人員配置や指導スキルでは十分に対応できず、対応困難な状態に差し掛かっていた。

それまで施設内虐待の実態把握は、法的に行われていなかったが、2008年に児童福祉法が改正され、社会的養護体制の充実と家庭的保育事業の推進とともに、被措置児童等虐待の届出に関する法律(以下、被措置児童等虐待届出等制度と略記)が施行された(厚生労働省, 2015b)。被措置児童等虐待届出等制度には、被措置児童に対し、身体的暴力、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待、セクシュアルハラスメント等は、施設内虐待であり、社会的養護を必要とする被措置児童の安心安全な生活を脅かし、人権侵害となることがようやく明示された。そして、児童間の性暴力を含む暴力の放置も、施設内虐待のうちの「ネグレクト」にあたるとして調査の対象となった。入所児童からの届出(相談)、発見者の通告義務も課されたことで、児童間の性暴力の実態についてもより明らかになることが期待されている。過去5年間の調査結果(施設内虐待の事実が確認された事例の施設等の種別と虐待の種別・類型)は、Figure 1, Figure 2のとおりである。

施設種別をみると、養護施設での施設内虐待での発生件数は他の施設と比べてみても圧倒的に多い。施設内虐待の種別・類型では、職員から児童への身体的虐待の発生が最も多く、次いで心理的虐待、性的虐待となっている。2010年度以降、事実が確認された施設内虐待の件数は年々増加傾向にある。これは施設内虐待が増加しているという見方よりも、これまで施設内で慢性化していた虐待を徐々に問題視され、相談・通告に至ってきたと

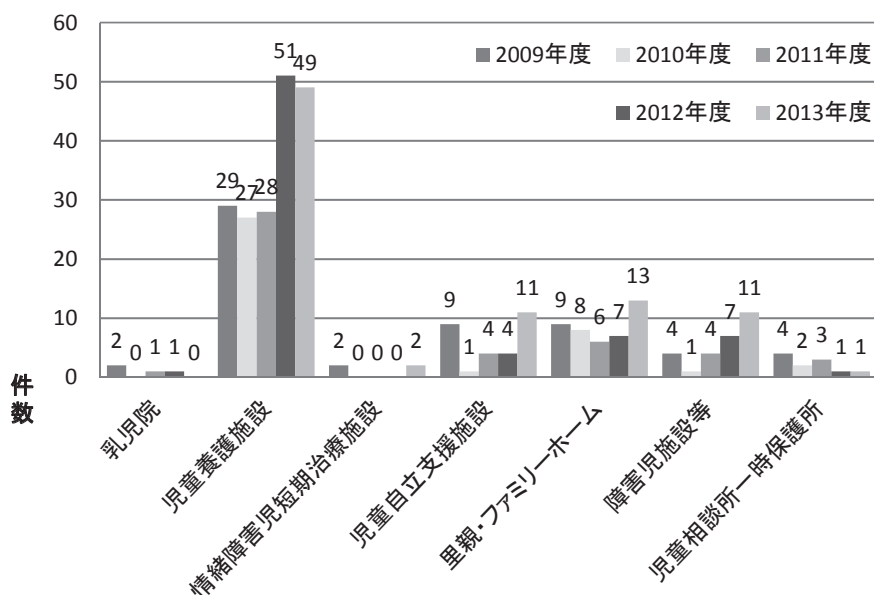


Figure 1 被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

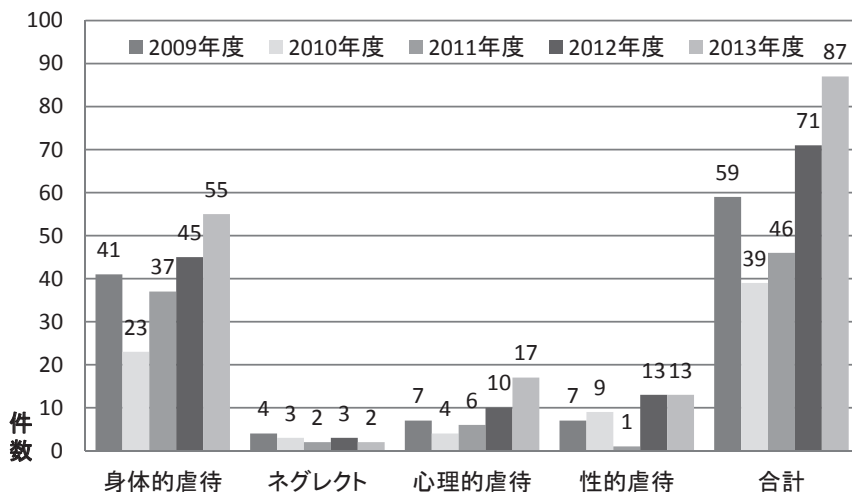


Figure 2 施設内虐待の種別・類型

してみることができる。

この調査によって、特に、養護施設での職員から児童への身体的虐待が明らかとなり、この背景にあるものへの理解と支援が必要である。養護施設では、被虐待体験のある児童の入所増加とともに、被虐待経験のある児童が、暴力等の問題行動を入所後に顕在化する場合があることが指摘されており（坪井，2008）、傷つきを抱えた児童の心のケアが求められている。しかし、養護施設は、家庭的な療育を目的とした施設であるため治療的な機能

は、情短施設や自立施設のような専門施設ほど充実しているとはいえない。1998年以降、入所児の虐待等による心的外傷のケアと支援をするため、心理療法担当職員（以下、心理職）が配置されるようになったが、現在も一人配置の施設は多く、十分な支援を行うにも限界があるといえる。それに加え、職員の過酷な勤務状況、精神的な負担（神田・森本・稲田，2009）も指摘されており、危機に瀕した養護施設への支援は急務といえる。

また、児童間の性暴力や暴力の報告件数が含まれるネ

グレクトの報告件数は、過去5年の間、2件～4件と少ない。これは児童間の性暴力や暴力を放置することなく、施設内で何らかの対応を行っているとしても見ることができる。だが、この調査方法は、主に職員から児童への施設内虐待を対象としているため、当然ながら職員が気づいていないものは含まれておらず、また気づかれた場合に放置されずに施設内で対応された児童間の性暴力や暴力は件数に含まれず、児童間の性暴力や暴力の実態把握をするには限界がある。職員から児童への施設内虐待が、最新の報告では87件も発生している。このような状況下で暮らす児童にも、同程度もしくはそれ以上の影響を与えていると考える方が自然である。児童間の性暴力の実態把握とともに、児童の問題と日々向き合っている職員の意識についても把握した上で、より効果的な支援を見出すことが必要である。

3. 児童間の性的問題に対する予防的支援

(1) 被害児と加害児への支援

これまでの研究によって、施設内の性的問題には加害と被害の連鎖があることがわかってきたことで、加害児を元被害児であった可能性を含めて支援する傾向にある。施設では、施設内の心理職が個別の心理療法を行うことは多いが、最近では各施設の問題状況、児童の理解力に合わせた支援が検討されている。主に、Kahnが提案したPathways (Kahn, 2001) やRoadmaps to recovery (Kahn, 1999) は、性暴力のための支援プログラムとして用いられている。山根・中植 (2013) もKahnを参考に加害児童に対するグループでのケアを行い、児童間や児童と職員間の関係性の改善、児童間の自発的な声かけなどによる自主的な行動統制がみられている。高岸 (2016) は、加害児の治療導入の前段階としてのグループワークを行い、治療を受ける集団としての動機付けにつながったとしている。

問題の程度によって、加害児は措置変更まで至らずに同じ施設で支援しなければならないことがある。上記でも述べたが、連鎖の問題が深刻な場合は加害児が複数人いる場合もある。加害児は、発覚直後、一時的に個別的な支援を受けても、いつか集団生活に戻る。再び過ちを繰り返さないように導くためには、個別の支援も行いつつ、場合によっては集団への支援も有効であろう。

(2) 施設および職員への支援

性的問題の連鎖が深刻な場合、危機介入が必要な場合がある。通常、施設で問題が発覚した場合、施設から通告を受けた児童相談所は、速やかに事実状況を確認し、児童の安全確保のための対応が成される。それに加えて、児童間の性的問題の理解と再発防止に向けた支援体制作

りを支援してもらうために、外部の専門機関から講師を招く例もある (野坂・浅野, 2015)。

一方、田島 (2011) が提案する「安全委員会方式」の例では、施設内に委員会を設置し、施設長の主導のもと、委員には児童相談所や外部委員 (子どもが通う学校) が入った支援を提示している。ここでは、暴力事件が起きた場合、委員が集結し、即座な対応が成されるとともに、その後も定期的な聞き取りが行われる。「指導の透明性」、「指導の一貫性」が重視され、安心・安全が実現することで、自然に子どもの愛着関係が展開し、心理療法や心理的援助等が有効に機能していくとしている。このような危機介入は、加害・被害の連鎖が根付く、施設の体制を改善すべき場合に大きな助けになる可能性はある。その一方、管理体制を維持することの負担、委員の決断や指導が児童に与える影響なども十分に考える必要がある。

(3) 性と生の教育による予防的支援

浅井 (1989) は、養護施設で児童の性教育をとおして生の教育をおこなう必要性を早くから提案している。太田他 (2005) も、浅井と同様に性と生の教育実践例として、①生活の中の実践、②学習会形式の実践、③職員研修、④他機関との連携の4つを提案している。

①生活の中の実践では、生活の中の性に關する場面に遭遇したときへの指導だけではなく、誕生日会で「あなたが生まれた大切な日」として意識し、伝えていくことが生の教育であるとしている。このような性教育実践を行うには、職員も性と生の理解とその場で対応できるような指導スキルを高めておく事が求められる。そして、命の大切さを繰り返し伝えてもらう体験をとおして、児童の心と体の成長につながるようにするためには、職員と児童の信頼関係が重要となる。

性教育に関する②学習会形式の実践では、児童相談所と養護施設が連携して行われた性(生)教育(榊原・藤原, 2010; 岩清水他, 2006等)、養護施設の職員が主体となって行った性教育(山口, 2011)等がある。一度に複数人の児童が学べる一方、学びが実生活で活かされるような支援が必要となる。だが、学習会形式の実践は、その必要性を感じていても実施方法が分からない施設や継続的に実施できていない施設が多い(太田他, 2005)。

藤原・榊原 (2015) が開発した③職員研修では、講義形式の学びだけではなく、事例を通した性問題行動の判断基準を職員に尋ねるグループワークの研修も行い、より実践に活かすことのできる内容が検討されている。④他機関と連携を含めた予防的支援としては、地域の医師(河野, 2010)、助産師(古川, 2008)などを講師に招いた研修を行っている。このような研修を行うことは、児

童も地域の支援者の存在を知る機会となるだけでなく、職員にとっても専門家に相談できる機会となる。

4. まとめと今後の課題

本研究では、児童福祉施設入所児の性的問題とその支援について概観した。被措置児童等虐待届出等制度により通告義務化されたことによって、報告件数も伸び、職員から児童への施設内虐待に関する危機意識は高まりつつある。しかし、児童間の性暴力を含む性的問題は明確に把握されておらず、施設内で抱える状態が続いている。

特に、職員から児童への施設内虐待の報告件数が最も多かった養護施設では、近年、被虐待経験のある児童や心のケアを必要とする児童が多く入所し、職員にかかる負担が増している。より具体的な支援を検討するためには、第一の課題として、現在の養護施設における児童間の性的問題について実態調査を行い、児童の年代に応じた健康な性の程度と逸脱した性の程度、児童の性的問題に対応することの職員の意識について検討する必要がある。また、本研究では、児童間の性的問題に関する予防的支援も取り上げた。加害児は元被害児である可能性を視野に入れた支援、性教育を通して命の大切さを伝える生の教育等が提案されていた。だが、支援の効果検証はあまりされておらず、教育内容の吟味も含め検討する必要がある。このような実態調査の結果に基づいた効果的な支援は、どの児童福祉施設においても活用することができるものと考えられる。

引用文献

- 浅井春夫 (1989). 養護施設における性教育—いまこそ性教育実践の想像を (実践報告)— 社会福祉研究, 46, 83-90.
- 浅井春夫 (2011). 第5章 子どもの性的問題行動への対応 浅井春夫 (編著) 子どもの暴力対応実践マニュアル (pp.37-44) 建帛社
- 藤岡淳子 (2006). 性暴力の理解と治療教育 誠信書房
- 藤原映久・榊原文 (2015). 子どもの性行動の理解と対応に関する児童養護施設職員向け研修プログラムの開発と実施 島根県立大学短期大学部松江キャンパス研究紀要, 53, 147-154.
- 古川洋子 (2008). 児童養護施設で助産師が実践する性教育に関する一考察 滋賀母性衛生学会誌, 8(1), 46-50.
- 長谷川真人 (編著) (2009). 地域小規模児童養護施設の現状と課題 福村出版
- 石澤方英・小木曾宏・徳地昭男・杉浦ひとみ・伊藤貴啓・相澤林太郎・柳原由以 (2011). 児童福祉施設における性教育プログラム確立と性的問題に対する職員の対応マニュアル作成に向けた実態調査: 加害者にも被害者にもならないための予防策としての性教育実践のために 明治安田こころの財団 (編) 研究助成論文集, 47, 135-143.
- 岩清水伴美・守屋佳子・市川のぞみ・山本愛 (2006). 児童養護施設における性教育の取り組み 子どもの虐待とネグレクト, 8, 153-158.
- Kahn, T.J. (1999). Roadmaps to recovery : A guided workbook for children in treatment. 2rd ed. Safer Society Foundation.
- (カーン, T.J. 藤岡淳子 (監訳) (2009). 回復への道のりロードマップ—問題行動のある児童および性問題行動のある知的障害をもつ少年少女のために 誠信書房)
- Kahn, T.J. (2001). Pathways : A guided workbook for youth beginning treatment. 3rd ed. Safer Society Foundation.
- (カーン, T.J. 藤岡淳子 (監訳) (2009). 回復への道のりパスウェイズ—性問題行動のある思春期少年少女のために 誠信書房)
- 神田有希恵・森本寛訓・稲田正文 (2009). 児童養護施設職員の施設内体験と感情状態—勤続年数による検討— 川崎医療福祉学会誌, 19(1), 35-45.
- 河野美江 (2010). 児童福祉施設等における性の問題と性教育の実践 島根大学社会福祉論集, 3, 45-53.
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2015a). 児童養護施設入所児童等調査結果 (平成25年2月1日現在).
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2015b). 平成25年度における被措置児童等虐待届出等制度の実施状況 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2016). 社会的養護の課題と将来像の実現に向けて
- 前田信一・市川太郎 (2013). 児童養護施設における「不適切な関わり」に関する再発防止策検討委員会実践報告 こども教育宝仙大学紀要, 4, 97-107.
- 森田ゆり (1999). 子どもと暴力 岩波書店
- 森田ゆり (2004). 新・子どもの虐待—生きる力が侵されるとき 岩波書店
- 野坂祐子・浅野恭子 (2015). 児童養護施設におけるトラウマインフォームド・システムの構築—子ども間の性的問題行動への理解と再発防止に向けた取り組み— 学校危機とメンタルヘルス, 8, 60-78.
- 太田敬志・木全和巳・中井良次・鎧塚理恵 (編) (2005). 子どもたちと育みあうセクシュアリティ—児童養護施設での性と生の支援実践— クリエイトかもがわ織部美濃 (2010). 児童養護施設での性の課題とその取

児童福祉施設入所児の性的問題とその支援に関する研究展望

- り組み—1 性的虐待を受けた子どもたち セクシュアリティ, 48, 54-67.
- 榎原文・藤原映久 (2010). 活動報告 児童相談所と児童養護施設との連携に基づく性(生)教育プログラムの取り組み 子どもの虐待とネグレクト, 12(2), 288-294.
- 塩田規子 (2010). 児童養護施設での性の課題とその取り組み—2 子ども間による性的事故— セクシュアリティ, 48, 67-71.
- 杉山登志郎・海野千畝子 (2009). 児童養護施設における施設内性的被害加害の現状と課題 子どもの虐待とネグレクト, 11(2), 172-181.
- 田嶋誠一 (2011). 児童福祉施設における暴力問題の理解と対応—続・現実に介入しつつ心に関わる— 金剛出版
- 高岸幸弘 (2016). 児童養護施設における性加害問題の治療導入前段階としてのグループワークの試み 関西国際大学研究紀要, 17, 89-99.
- 高田豊司 (2011). 性的虐待を受けた子どもたちへの支援—児童養護施設の心理士の立場から— 世界の児童と母性, 71, 31-36.
- 坪井裕子 (2008). ネグレクト児の臨床像とプレイセラピー 風間書房
- 滝川一廣・平田美音・玉井邦夫・坂口繁治・平岡篤武・増沢高・奥山志麻・大塚斉・相澤林太郎・堀健一 (2012). 情緒障害児短期治療施設における性的問題への対応に関する研究 (第1報) 子どもの虹情報研修センター平成21・22年度研究報告書
- 海野千畝子・杉山登志郎 (2007). 児童養護施設の施設内性的虐待への対応 小児の精神と神経, 47, 273-279.
- 海野千畝子・藤澤陽子・塩田規子・高山由美子・西澤哲 (2008). 児童養護施設における性虐待対応マニュアル 杉山登志郎(編) 児童虐待等の子どもの被害及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究 (主任研究者奥山眞紀子) 平成17-19年度包括報告書
- 山口修平 (2011). 児童養護施設の性教育の実際—職員組織作りと児童に伝わる実践— 世界の児童と母性, 46-52.
- 山根隆宏・中植満美子 (2013). 性的問題行動のある児童養護施設入所児童への集団心理療法の効果 心理臨床学研究, 31(4), 651-662.

(2016年8月26日受稿)

ABSTRACT

Sexual problems in children living at child welfare facilities and support provided for such children

Yumiko YONEZAWA and Yuki KUBOTA

Sexual problems in children living at child welfare facilities and support provided for such problems were reviewed. Reporting abuse in facilities has become obligatory under the revised Child Welfare Act. As a result of the revision, awareness of risks not only of child abuse by staff, but also sexual abuse among children has increased. Moreover, there is a wide spread recognition that such problems can happen at any facility. However, preventive support suitable for each facility and its effects have not been sufficiently examined to date. In order to concretely identify preventive support for sexual problems among children, there is a need to investigate the awareness of children, and of staff directly involved with children. Preventive support suitable for each facility should be continuously provided based on the results of such investigations. Moreover, the effects support that is provided should be examined. It is suggested that the provision of more effective support would be effective for preventing the recurrence of sexual problems among children.

Key words: child welfare facilities, children's sexual problems, preventive support